販路開拓をお考えの小規模事業者の皆様へ!!

小規模事業者持続化補助金とは

※下記は平成 29 年の事業内容で平成 30 年の内容や公募については未定ですのでご留意ください

小規模事業者が**経営計画に基いて**実施する
販路開拓等の取り組みに対し**50万円**を上限に
補助金（補助率：２/３）が受けられます

計画の作成や販路開拓の際、
商工会議所の指導・助言を受けられます

補助対象小規模事業者［商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成５年法律第５１号）第２条に定める小規模事業者］

卸売業・小売業	常時使用する従業員の数	５人以下
サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	５人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20人以下

対象となる取り組みの例

●広告宣伝
新たな顧客層の取り組みを狙ったチラシの作成・配布

●集客力を高めるための店舗改装
幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化

●商談会・展示会へ出展
新たな販路を求め、国内外の展示会への出展

●商品パッケージや梱包紙ラッピングの変更
新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新

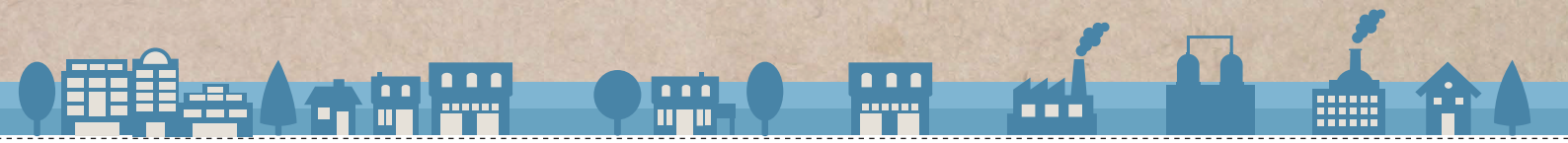

経営計画作成支援セミナー申込書　長浜商工会議所あて　FAX:0749-62-8001

事業所名 ＿＿＿＿＿＿＿＿　受講者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先 ＿＿＿＿＿＿＿＿　業種 ＿＿＿＿＿＿＿＿

参加日　※いずれかに○　12月14日・18日の両日　12月14日のみ　12月18日のみ

※ご記入していただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用する他、参加者の実態調査・分析のために利用します。